

# 国立大学法人東京医科歯科大学世界展開力強化事業運営委員会 会要項

（平成24年12月26日  
制 定）

## （設置）

第1条 本学に、国際化拠点整備事業費補助金による大学の世界展開力強化事業「ASEAN 諸国等との大学間交流形成支援（以下「補助事業」という。）を推進するため、世界展開力強化事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) タイ、インドネシア、ベトナムの大学と連携するコンソーシアムに関する事。
- (2) 補助事業計画に基づく学生交流プログラムの実施に関する事。
- (3) 補助事業計画に基づく国際セミナー等の開催に関する事。
- (4) 補助事業計画に基づくグローバルリトリートに関する事。
- (5) 補助事業の執行等に関する事。
- (6) 補助事業報告のとりまとめを行う事。
- (7) その他補助事業の実施に関する事。

## （組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事業推進責任者
  - (2) 医学部長
  - (3) 歯学部長
  - (4) 東南アジアを所在地とする海外拠点の海外拠点運営管理者
  - (5) 大学院医歯学総合研究科（医学系）の教員のうちから医学部長が指名する者
  - (6) 大学院医歯学総合研究科（歯学系）の教員のうちから歯学部長が指名する者
  - (7) 統合国際機構事務部長
  - (8) その他委員長の指名する者
- 2 前項第5号、第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第5号、第6号及び第8号の委員の任期の末日は、当該委員を指名する医学部長、歯学部長又は委員長の任期の末日以前とする。

## （委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員会に副委員長を置き、前条第1項第4号の委員をもって充てる。

## （議事）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(評価委員会)

第7条 委員会に、事業の実施計画、実施状況又は成果等について評価を行うため、世界展開力強化事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国外委員(医歯学教育及び国際交流に造詣の深い国外の学識経験者若干名)
- (2) 学外委員(医歯学教育及び国際交流に造詣の深い学外の学識経験者若干名)
- (3) 学内委員(医歯学教育及び国際交流に造詣の深い学内の教員若干名)

3 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員会の承認を得て評価委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、統合国際機構事務局国際交流課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年12月26日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則(平成26年5月19日制定)

この要項は、平成26年5月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則(平成28年7月1日制定)

この要項は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。